

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第2号

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 (4) <u>留置施設</u> において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5)～(10) 略	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 (4) <u>留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)</u> において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5)～(10) 略

(鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和37年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 略 (19) <u>留置施設</u> に関すること。 (20)～(22) 略	(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 略 (19) <u>留置場</u> に関すること。 (20)～(22) 略

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(看守手当)</p> <p>第9条 看守手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>留置施設</u>において被疑者の看守の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(看守手当)</p> <p>第9条 看守手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>警察留置場</u>において被疑者の看守の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。